



紅葉

NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 4日・振替休日 23日・勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月11日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 12月2日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 12月2日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 12月2日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 12月2日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 12月2日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワン
ポイント

地方税共通納税システム 複数の地方公共団体や金融機関の窓口へ出向かずに、自宅や職場のパソコンから一括して個人住民税(特別徴収分・退職所得分)、法人住民税、法人事業税などの納税ができるシステム。土日祝日等を除き8時30分～24時まで利用でき、インターネットバンキングやダイレクト納付などにより納税します。

雇用保険制度 適用と保険料の徴収



平成二十九年一月の雇用保険の改正に伴い、令和二年四月以降は高年齢者の雇用保険料を徴収する必要があります。

そこで、被保険者の範囲、保険料の徴収及び雇用保険制度に関する注意点をみていきます。
なお、雇用保険の被保険者は一般の被保険者、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者と細分化されませんが、今回は主に改正により影響を受けることとなる高年齢被保険者についてご紹介します。

一 雇用保険の適用拡大

(一) 被保険者の範囲

平成二十九年一月の適用拡大前は、六十五歳到達日以後に新たに雇用された場合、雇用保険の適用除外^①とされ、被保険者の資格を取得することはありませんでした。

同年一月以降は、六十五歳到達日以後に新たに雇い入れられた者も雇用保険の被保険者資格を取得することとされました。

① 六十五歳到達日前に雇用保険の被保険者資格を取得し、六十五歳到達日以後も引き続き雇用されている者は、六十五歳以後も被保険者とされています。

(二) 雇用保険料免除の廃止

これまで、保険年度の初日(四月一日)において、満六十四歳以上の者は「免除対象高年齢者」として、保険料の徴収を免除されていました(事業主負担分も免除)。適用拡大の改正が行われた後も三年間は経過措置により免除の措置が継続され、令和二年四月からは六十四歳未満の者と同様に保険料の徴収を開始

することとされています。

高年齢者の給与明細には「雇用保険料」の表示が加わりますので、被保険者から問い合わせが寄せられることも考えられます。給与明細と一緒に徴収開始の案内文書を交付する、有期雇用者であれば契約更新時に保険料徴収が始まることを知らせる等、何らかの周知をしておくよう。

また、事業主の負担額も増加が見込まれます。六十四歳以上の被保険者を多く雇用している事業場では、支払っている賃金額を基に保険料負担の変動を試算して備えておきましょう。

【参考】今年度の保険料率(一般の事業)

- ・ 事業主 一〇〇〇分の六
 - ・ 被保険者 一〇〇〇分の三
- 保険料の額は、賃金(交通費等も含む)に保険料率を乗じて求めます。

例えば、賃金額が三〇万円の場合、事業主負担額は一、八〇〇円、被保険者負担額は九〇〇円となります。

保険料率は年度により変動することがありますので、四月以

降の給与を計算する際は厚生労働省などのホームページ等で保険料率をご確認ください。

二 高年齢者に対する給付

(一) 高年齢求職者給付金

六十五歳以上の被保険者を「高年齢被保険者」といい、離職したときには六十五歳未満の離職者に対する基本手当とは異なる高年齢求職者給付金が支給されます。給付金を受けるには、離職後に住居地を管轄するハローワークで求職の申込みをし、受給資格の決定を受ける必要があります。

次の要件を満たすときに、受給資格の決定が受けられます。

- ① 離職していること
 - ② 労働の意思及び能力があるにもかかわらず職業に就くことができない状態にあること
 - ③ 離職前一年間に雇用保険の被保険者期間が通算して六か月以上(賃金支払基礎日数が十一月以上ある月を一月と計算)あること
- その後、指定された失業の認定日にハローワークに行き、失業の認定を受けることで、被保

険者であった期間に応じた金額が支給されます。

(二) 給付金額

給付金の額は、被保険者であった期間により決まります。

・一年以上のとき：基本手当日額の五〇日分

・一年未満のとき：基本手当日額の三〇日分

基本手当日額は、離職前六か月の賃金総額を一八〇で割った額の四五％〜八〇％です。下限額と年齢区分による上限額が定められていて、毎年八月一日に見直されます。

基本手当の場合は、四週間に一回求職の申込みをし、失業の認定を受けた日数分の給付金が支給されますが、高年齢求職者給付金に関する失業認定は一回限りであり、一時金として支給されません。

(三) 給付制限

高年齢求職者給付金は、離職後、ハローワークで求職の申込みを行い、高年齢受給資格者であることの確認を受けた日から、失業の状態にあった日が通算して七日間経過してからでないとして支給されません（待期間）。

また、次のような場合は、待期間の七日間に加え、三か月間支給されません（給付制限期間）。

① 正当な理由がなく、自分の都合で退職したとき

② 自らの責任による重大な理由により解雇されたとき

④ その他の給付
雇用継続給付

① 高年齢被保険者は、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たすときは「育児休業給付金」、「介護休業給付金」の支給対象となります。

② 教育訓練給付

厚生労働大臣が指定する教育訓練を受ける場合は、教育訓練を開始した日において高年齢被保険者であるか、高年齢被保険者の離職日翌日から教育訓練の開始日までの期間が一年以内の者も、要件を満たすときは「教育訓練給付金」の支給対象となります。

三 制度全般の注意点等

最後に、雇用保険の加入要件など制度全般に関することについて見ていきます。

(一) 加入要件

次の要件のいずれも満たす場合は、「試用期間中」や「パート・アルバイト」などと称して勤務しているときでも、事業主や労働者の希望の有無にかかわらず、被保険者となります。

① 一週間の所定労働時間が二〇時間以上

② 三十一日以上の雇用見込み

二以上の職場で勤務する者
二以上の職場で雇用関係があるときは、生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係についてのみ被保険者として取り扱われます。

例えば、定年後に出向元との雇用関係を維持したまま、関連会社に出向している場合は、二つの事業主との間で雇用関係が生じるので、出向元・出向先のうち主たる賃金を受ける事業主側の被保険者となります。

(三) 雇用保険被保険者番号が不明の場合

雇用保険被保険者番号は、転職をした場合であっても以前に加入していたときと同じ番号を用います。

前職場から交付された雇用保

険被保険者証等に番号の記載がありますが、番号が不明の場合は、本人の氏名と生年月日、前職の会社名などから、雇用保険被保険者番号の有無をハローワークで確認することができます。

雇用保険被保険者資格取得届の備考欄に前職の会社名（前職が派遣会社の場合は、派遣元会社名）、在籍期間を記入し、資格取得手続きをします。

(四) 外国人を雇用するとき
加入要件を満たす外国人を雇い入れるときは、雇用保険被保険者資格取得届に、国籍や在留資格、在留期間など所定の事項を記載して届出をします。

(五) 加入手続漏れがあった場合
雇用保険被保険者資格取得届を提出していなかったために、雇用保険に未加入とされていた場合は、原則として二年前まで雇用保険の遡及適用が可能です。

なお、平成二十二年十月一日以降は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが賃金台帳や給与明細書等の書類により確認された者は、二年を超えて雇用保険の遡及適用をすることも可能とされています。

生活習慣病予防健診の補助 (協会けんぽ)

協会けんぽでは、生活習慣病の予防や早期発見のため健康診査(健診)の費用補助を行っています(1人につき年1回)。

1 被保険者・任意継続被保険者

①と②は単独で受診でき、③から⑥は一般健診に追加して受診します。表示している金額は、協会けんぽと健診機関の間で契約している自己負担の最高額です。

① 一般健診

35～74歳 7,169円

② 子宮頸がん健診(単独受診)

20～38歳の偶数年齢の女性 1,039円

③ 付加健診

40・50歳 4,802円

④ 乳がん健診

40～74歳の偶数年齢の女性 50歳以上 1,086円、50歳未満 1,686円

⑤ 子宮頸がん健診

36～74歳の偶数年齢の女性 1,039円

⑥ 肝炎ウイルス検査

対象者は①一般健診と同じ(過去にC型肝炎ウイルス検査を受けた方を除く)、624円受診前に申込みが必要です。健診対象者名を印字した申込書は例年3月に事業主宛に送られますが、申込み方法や申込書、受診可能な健診機関は協会けんぽのホームページにも公開されています。

2 被扶養者

①は単独で受診でき、②は医師の判断で受診するものです。記載している金額は協会けんぽからの補助額で、健診費用総額と補助額との差額が自己負担額です。

① 特定健康診査

40～74歳 最高6,650円

② 詳細な健診

心電図検査等 最高3,400円

受診に用いる受診券は、被保険者の住所宛に送られますが、1月以降に新たに被扶養者となった方は、受診券申請書にて交付申請をする必要があります。

労働条件に関する情報サイト

賃金や労働時間などの労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト「確かめよう 労働条件」が厚生労働省により開設されています。平成二十六年十一月に設けられ、これまでに様々な情報が蓄積されてきました。

サイトは、①Q&A、②法令、制度のご紹介、③相談機関のご紹介、④行政の取組、⑤裁判例のメニューで構成されています。「Q&A」では、労働者と事業主・労務管理担当のそれぞれに分けて疑問に対する回答が掲載され、「裁判例」では事案の概要等がわかりやすくまとめられています。労使間のトラブル防止や適正な労働条件の設定の際にご活用ください。

学生納付特例事務法人 (国民年金)

国民年金には、学生を対象として保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。本人の所得が一定基準額^{*}以下の学生が対象です。

※ 118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

学生が手続きをしやすくする観点から、大学等教育施設が学生の委託を受けて、申請の代行ができる学生納付特例事務法人制度が設けられています。申請代行を行っている大学等の一覧は、日本年金機構のホームページに公開されています。

納付猶予の手続きをすることにより、保険料を納めていない間に、病気やケガで障害を負った場合や死亡した場合でも本人や遺族が保障を受けられるようになります。

申請時点から2年1か月前までの期間についても、さかのぼって申請することができます。